

一般社団法人全国社会福祉機能医療協会 会員会則

第1章 総則

第1条 名称及び所在地

1. 名称

一般社団法人全国社会福祉機能医療協会

2. 所在地

札幌市中央区南3条東2丁目5 竹道ビル2階

第2条 会則及び細則

当法人が管理する会員の入会及び提供するサービス内容は、全て本会則の規定に基づき、別途制定する細則の定めるところによる。

第3条 目的

当法人が提供するサービスについて、入会した会員がそのサービスを適正に運用することを目的とする。

第4条 管理・運営

会員が実施するサービスの提供に関し、その運営管理は当法人にて行うものとする。

第5条 連絡等

本会則及びサービス内容の変更その他の事項について、当法人から会員への連絡は郵便、電話、電子メールその他当法人が適正と認める方法で行うものとする。

第2章 会員

第6条 会員資格

当法人の会員資格は、入会審査において理事会が会員としてふさわしい品格と社会的信用を備えていると認めた者に与えるものとする。

第7条 会員の種類

会員は、次の通りとする。

- 一般会員：当法人が行う教育訓練に参加するために入会した個人又は法人
- 賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

第3章 理事会

第8条 理事会の権限

会員の業務運営管理に関する会員細則は、全て当法人の理事会の決議により決定されるものとする。

第9条 理事会の役割

理事会は会員の業務運営に関し、有益なる提言及び諮問機関としての役割をはたすものとする。

第10条 理事会の代行

理事会の職務は、事務局において代行することができるものとする。

第4章 入会及び退会

第11条 入会手続

本会への入会を希望する者（以下、「入会希望者」という。）は、当法人所定の申し込み手続きを行い、理事会の承認を得たうえで、入会金の支払いを完了した時点で会員となる。

第12条 入会金

- 入会希望者は、入会の際に所定の入会金を納めなければならない。
- 入会に際し、既に納入された入会金は、いかなる場合も返還しない。

第13条 会費

1. 会員は、所定の会費を納めなければならない。
2. 会費の納入は、当法人が指定する方法により支払うものとする。
3. 会員は、第15条に定める退会届を定められた期日までに提出しない場合、翌月の会費を支払わなければならない。また、会費納入後、途中で退会した場合であっても会費は返還しない。

第14条 会員資格の喪失

会員は、次の各号に該当した場合、その資格を失う。

- ・会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
- ・当該会員が退会を申し出て理事会において受理されたとき。
- ・除名されたとき。
- ・当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- ・当法人が解散したとき。

第15条 退会手続

会員が退会を希望するときは、当法人所定の退会届を事務局に提出するものとする。

第16条 除名

1. 会員が次の各号に該当した場合、理事会は会員を除名することができる。
 - ・定款及び会則又は法令その他規則に違反したとき。
 - ・当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。
 - ・その他、除名すべき正当な事由があるとき。
2. 除名処分を受けた会員は既に納入した会費の返還を請求することはできない。

第17条 譲渡、貸与の禁止

会員資格は、他に譲渡し、担保に供し、又は貸与することはできない。

第5章 その他

第18条 登録情報の変更

会員は、入会登録時に届け出た住所、氏名、連絡先等の会員情報に変更があった場合、速やかに事務局に対し所定の変更届を提出しなければならない。

第19条 免責

当法人は、本サービス等の利用に際して会員及び提携治療院に生じた不利益や損害などに対して、一切の責任を負わないものとする。

第20条 個人情報の取り扱い

本契約に基づく業務の運営に関する全ての個人情報の取り扱いについては、別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとする。

第21条 会則の変更

1. 本会則は、必要に応じて理事会の決議より変更することができるものとする。
2. 変更された会則の効力は、全ての会員に及ぶものとする。
3. 会則が変更された場合、全ての会員に対し速やかに報告するものとする。

第22条 合意管轄

本会則における、業務の運営管理に関して、当法人と会員の間で紛争が生じた場合、双方において誠意をもって解決に努力するものとするが、解決が困難な場合は、札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として対応するものとする。

第23条 準拠法

本会則に関する準拠法は、日本法とする。